

マネージメント・レター 232
現物給与

通常、給与は現金で支給されますが、自社の製品・商品の値引販売や食事の支給などのように、金銭以外の方法で経済的利益を与える場合があります、一般にこれを現物給与と云います。このような現物給与は原則として給与所得の収入金額とされ、源泉所得税の課税対象となりますが、一定の要件を満たしている場合には課税対象となりません。

< 現物給与のうち課税対象とされないものの一例 >

会社が社員の昼食を負担した場合・・・社員から食事代の半額以上を徴収し、会社負担額が月額 3,500 円以下の場合には課税されません。また、残業時の食事代を負担した場合は課税されませんが、食事代相当額を現金で支給した場合は課税対象となります。(基通 36-24、基通 36-38、基通 36-38 の 2)



社員に自社商品の値引き販売した場合・・・値引額がその商品の取得価額以上であり、販売価額のおおむね 70%以上であること。値引率が一律であり、通常消費する程度の数量である場合には課税されません。上記条件を満たさない場合や無償で自社商品を支給した場合には課税対象となります。(基通 36-23)

会社が制服を支給した場合・・・社名入り等で一目で自社社員であることが判別でき、専ら勤務場所で着用されるものについては課税されません。ただし、勤務場所以外で着用出来るようなものは、課税対象となりますので注意して下さい。(令 21、基通 9-8)

会社がレクリエーションの費用を負担した場合・・・社会通念上一般的に行われている旅行・会食・運動会等の費用は課税対象となりませんが、不参加者に対してその費用相当額を金銭で支給した場合には課税されますし、理由如何では参加者全員について不参加者への支給額相当額が給与課税されてしまいます。(基通 36-30、基通 36-50)

その他詳細は、担当者・副担当者・担当税理士にご相談下さい。

現物給与も金銭による給与と同様に源泉徴収しなければなりません。徴収漏れによる納付遅延で不納付加算税が課されないように、注意していただきたいと思ます。

 今月のひとくちメモ 

パソコンで行う業務では、データのバックアップは必要不可欠ですが、バックアップをとった媒体の保管場所はお決まりですか？バックアップはこまめに行う作業の為、つつい手近な保管場所を選んでしまいがちですが、災害や盗難の危険性を回避するためにも厳重な保管場所を選ぶことをお勧めします。